

平成30年度青森県入札及び発注制度の改正について

本県の建設業行政については、平素から御協力をいただきまして誠にありがとうございます。県では、建設工事の発注に当たり、ダンピング受注の防止及び受注機会の確保のため、平成30年7月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 建設工事の低入札価格調査制度における数値的判断基準の引上げについて

低入札価格調査制度対象工事で、調査基準価格を下回ったものについて、調査することなく失格と判定する数値的判断基準（失格基準）を次のとおり引き上げます。

設計額の工事費の費目ごとに、次の(1)～(4)の1項目でも基準を満たさない者を失格とします。

- (1) 直接工事費が発注者の設計額の86%以上（改正前：75%以上）
- (2) 共通仮設費が発注者の設計額の80%以上（改正前：70%以上）
- (3) 現場管理費が発注者の設計額の80%以上（改正前：70%以上）
- (4) 一般管理費が発注者の設計額の43%以上（改正前：30%以上）

2 建設工事の一般競争入札における数値的判断基準の適用について

設計額が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定により建設工事の調達契約に係る予定価格として総務大臣が定める額以上の建設工事についても、低入札価格調査制度における数値的判断基準による判定を行います。

3 同種の建設工事の施工実績における対象期間の延長について

一般競争入札及び条件付き一般競争入札の参加資格要件のうち、同種の建設工事の施工実績の対象期間を現在の10年間から、15年間に延長することとし、特殊専門的な工事を含む全ての工事について、過去15年間の施工実績を認めることとします。